

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

労働安全衛生規則等により、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」を行う労働者には、事業者が特別教育を実施することが義務付けられています。（労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条、安全衛生特別教育規程第24条）

当連合会では、事業者に替ってフルハーネス型墜落制止用器具を使用する業務に係る特別教育を実施しています。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
【学科】作業に関する知識	1時間
【学科】墜落制止用器具に関する知識	2時間
【学科】労働災害の防止に関する知識	1時間
【学科】関係法令	0.5時間
【実技】墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。